

## ◆ 第五章 犯罪と暴力 ◆

### DV(ドメスティック・バイオレンス)

DVとは、配偶者など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のことです。DVは重大な人権侵害であり、犯罪にもなる許されない行為です。

女性の約3人に1人がこれまでに夫等から暴力を受けた経験があると答えており、そのうち5割の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えています。

DVの被害者の多くは女性であるという現状があり、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など男女が置かれた状況に根ざしている場合が多く見られ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因とされています。

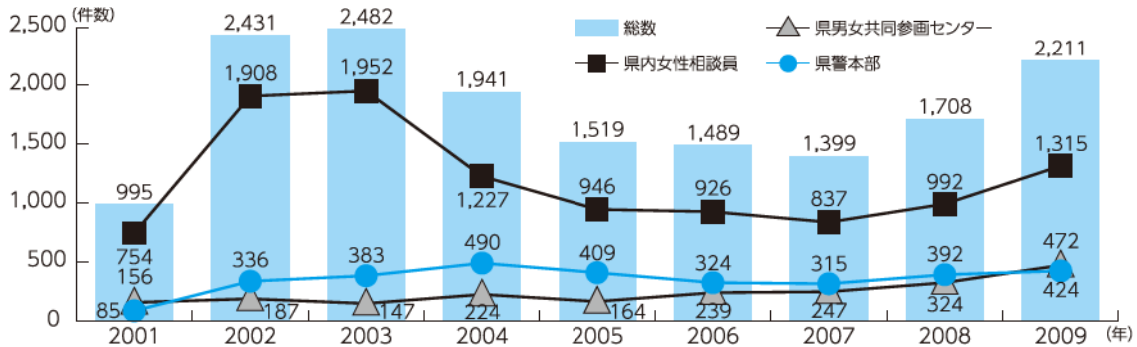
#### DVを子どもに見せるだけでも児童虐待になります。

2004年の児童虐待防止法の改正で、子どもが家庭で夫婦間や恋人間の暴力(DV)を目にすることも、「心理的虐待」を受けたとみなされるようになりました。

### デートDV

交際している若者の間に起こる暴力のことです。デートDVにも、DVと同じように身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。たとえば、携帯電話を使って相手を支配することがデートDVの特徴です。名古屋市の調査では、高校生・大学生におけるデートDVの被害経験について、女性の交際経験者の約2人に1人が被害を受けていることが分かりました。

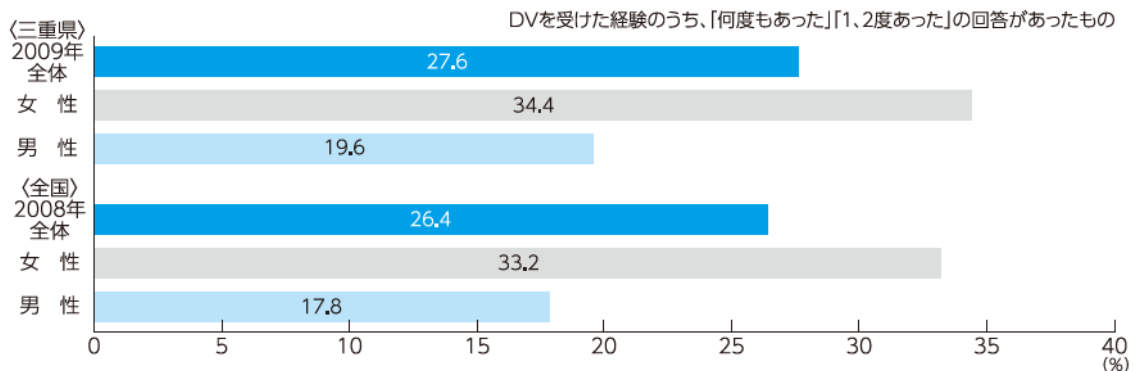
### ③1 DV相談件数の推移(三重県)



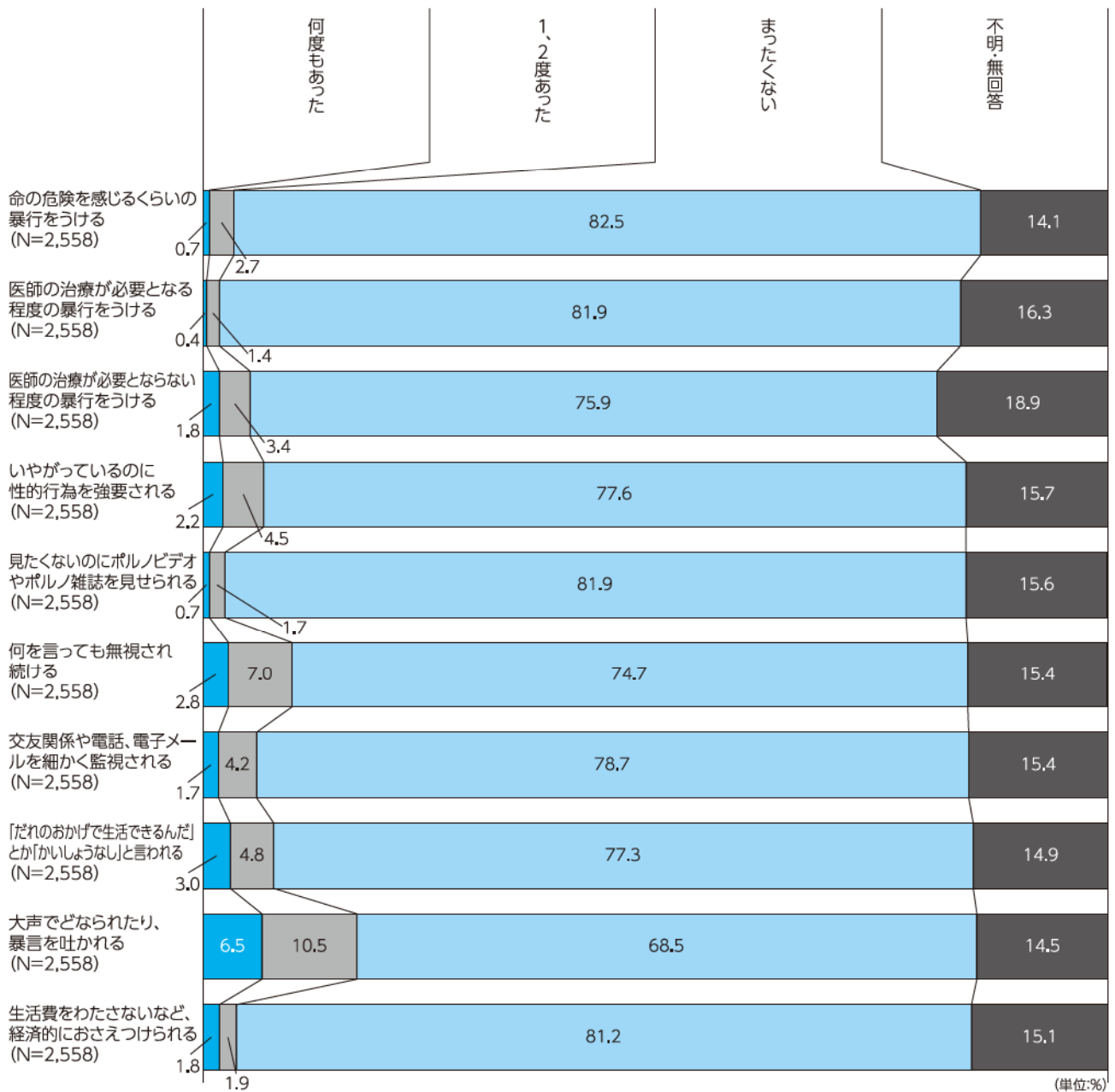
全国的に配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しています。また、警察庁の統計によると、2010年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行件数のうち、女性が被害者という事件が全体の9割以上を占めています。

### ③2 DVを受けた経験割合(三重県・全国)

#### DVを受けた経験で「何度もあった」「1、2度あった」の回答について女性が男性を上回っている



### ③DVの内容別にみた経験割合(三重県、2009年)



#### 相談からみえてきたDV被害

フレンテみえ相談室では、女性たちから離婚、浮気、生活費、生き方などの相談を受けており、その背景には、DV被害が多くあります。2010年度「女性の相談員による電話相談」では、DV被害に関わる相談が17%ありました。また、「女性の相談員による面接相談」では、56%がDV被害に関わる相談でした。DVの中で、相手を無視する、大声でどなる、物を投げる・壊す、相手を否定することばかり言うなどは精神的暴力です。これらの暴力は、目に見えにくいいため、被害者がDVと気づかず「夫を怒らせるのは私が悪いからだ」と自分を責めてしまうことがあります。また、女性がその認識はあっても、まわりの人が精神的暴力をDVと理解していないため、被害者の責任にされて苦しむ場合もあります。

### ③④性犯罪の被害件数・発生率の推移(全国)

(単位：件・対人口10万人)

年次	強かん		強制わいせつ			
	認知件数	被害発生率	認知件数		被害発生率	
			女性	男性	女性	男性
2006	1,948	3.0	8,140	186	12.4	0.3
2007	1,766	2.7	7,464	200	11.4	0.3
2008	1,582	2.4	6,928	183	10.6	0.3
2009	1,402	2.1	6,577	111	10.1	0.2
2010	1,289	2.0	6,866	161	10.5	0.3

- 注1 警察庁の統計および総務省統計局の人口資料による。  
 2 「被害発生率」とは、人口10万人あたりの被害件数の比較(男女別)をいう。  
 3 ひとつの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上した。

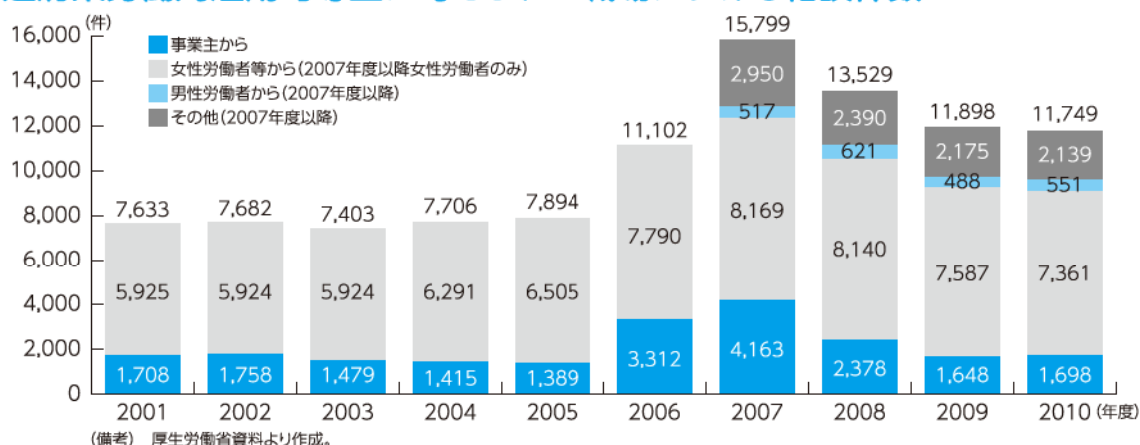
性犯罪による被害者のほとんどは女性です。強かん・強制わいせつ罪は告訴がなければ起訴できない親告罪であり、社会的な偏見も強いいため告訴をためらう人も少なくありません。そのため、実態を把握することは困難です。表にあげた数字は、あくまでも告訴され起訴された数字です。強かん・強制わいせつの被害は、2003年までは件数・発生率ともに増加傾向にありましたが、2004年以降減少しています。

被害者の大半が女性である性犯罪やDV、ストーカーの被害件数は年々増えています。最近では、特にインターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められています。また、子ども、高齢者、障がい者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、被害者支援に十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっています。

(参考:「第3次男女共同参画基本計画」)

### ③⑤セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移(全国)

#### 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場における相談件数



労働者から都道府県労働局雇用均等室に寄せられる相談は、セクハラ、妊産婦の母性健康管理や婚姻、妊娠、出産等を理由とした不利益取扱いに関する相談が多く寄せられます。都道府県労働局に設置されている雇用均等室は、職場における男女平等を推進すべく、女性労働者や企業等からの相談に対応し、必要に応じ企業に対して行政指導を行っています。